

実行委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、Bリーグ規約第7条および第7条の2に基づき、実行委員会及び実行委員幹事会（以下、併せて「実行委員会等」という）の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔実行委員〕

- (1) Bクラブは、その代表取締役（原則として常勤）の中から実行委員候補者1名を指名しBリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項に基づきBクラブから指名し届け出がなされた実行委員候補者は、理事会の承認をもって選任される。
- (3) 前項に基づき選任された実行委員は、本規程に基づき開催される実行委員会に出席する義務を負う。

第3条〔実行委員幹事〕

- (1) 実行委員幹事は、実行委員の中から代表理事CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という）が6名以上10名以内の範囲で指名し、理事会の承認をもって選任する。
- (2) 実行委員幹事は、本規程に基づき開催される実行委員幹事会に出席する義務を負う。

第4条〔実行委員会等の構成〕

- (1) Bリーグ1部（B1）およびBリーグ2部（B2）にそれぞれ実行委員会を設置するほか、実行委員幹事等により構成される実行委員幹事会を設置する。なお、それぞれの実行委員会は合同で開催することができる。
- (2) B1に設置する実行委員会を「B1実行委員会」、B2に設置する実行委員会を「B2実行委員会」といい、B1およびB2が合同で開催する実行委員会を「B1・B2合同実行委員会」とい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してB1実行委員会、B2実行委員会および/またはB1・B2合同実行委員会を意味する。
- (3) 実行委員会の構成員は次のとおりとする。
 - ① B1実行委員会 代表理事、業務執行理事、執行役員およびすべてのB1クラブの実行委員
 - ② B2実行委員会 代表理事、業務執行理事、執行役員およびすべてのB2クラブの実行委員

- (3) B 1・B 2 合同実行委員会 代表理事、業務執行理事、執行役員ならびにすべてのB 1 クラブおよびB 2 クラブの実行委員
- (4) 実行委員幹事会の構成員は、代表理事、業務執行理事、執行役員および実行委員幹事とする。

第5条【実行委員および実行委員幹事の任期】

- (1) 実行委員および実行委員幹事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結時までとする。ただし、増員または補欠のため選任された実行委員または実行委員幹事の任期は、他の実行委員または実行委員幹事の任期が満了すべき時までとする。
- (2) 実行委員および実行委員幹事は、再任されることができる。
- (3) 実行委員および実行委員幹事は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 実行委員および実行委員幹事は、第1項に定める定時会員総会を招集する理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該定時会員総会を選任日および就任日として当該理事会において再任されたものとみなす。

第6条【実行委員会等の招集】

- (1) B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会は、原則として2か月に1回、同一月にそれぞれ招集するものとする。実行委員幹事会は、原則として2か月に1回、B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会と交互に開催されるよう、B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会の招集月とは異なる月に招集するものとする。なお、いざれもその他必要があるごとに随時招集することができる。
- (2) B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会の各招集に代えて、B 1・B 2 合同実行委員会を招集することができる。
- (3) 第1項にかかわらず、実行委員幹事会の招集に代えて、B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会またはB 1・B 2 合同実行委員会を招集することができる。
- (4) チェアマンは実行委員会の招集通知発送後においても、当該招集に係る実行委員会を開催するまでの間、その自由裁量により、その開催する実行委員会の形態を変更することができる。
- (5) 実行委員会および実行委員幹事会は、電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が同時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができる環境であることを要する。

第7条 [実行委員会等の招集権者および議長]

- (1) 実行委員会および実行委員幹事会は、チェアマンがそれぞれ招集し、その議長となる。ただし、チェアマンが欠けたとき、またはチェアマンに事故があるときは、チェアマンが予め指名したものがこれにあたる。本項の定めにかかわらず、チェアマンは、その自由裁量により、議長を構成員の中から指名した者に委ねることができる。
- (2) 各実行委員会の実行委員のまたは実行委員幹事会の実行委員幹事の総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された実行委員会または実行委員幹事会を招集しなければならない。
- (3) 実行委員会および実行委員幹事会の招集は、予め各実行委員会または実行委員幹事会において定めた期日の場合を除き、第4条第3項および第4項に定める各実行委員会および実行委員幹事会の構成員に対し、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第8条 [実行委員会等の権限等]

- (1) 実行委員会等は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- (2) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員会の審議を経るものとする。
 - ① 事業計画および事業報告に関する事項
 - ② 予算および決算に関する事項
 - ③ 次項に実行委員幹事会の審議を経るものとして定められた事項のうち、B1クラブとB2クラブとの間の利害が現に相反するかまたはそのおそれがあると認められる事項
 - ④ その他リーグ運営の基本方針に関する重要な事項
- (3) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員幹事会の審議を経るものとする。ただし、B1クラブとB2クラブとの間に利害が現に相反するまたはそのおそれがある事項については、この限りでない。
 - ① リーグ運営の基本方針に関する事項（但し、重要な事項は除く。）
 - ② 試合実施に関する事項
 - ③ スポンサー契約に関する事項
 - ④ 公衆送信権に関する事項
 - ⑤ 商品化権に関する事項
 - ⑥ その他実行委員会から委嘱された事項
- (4) 実行委員幹事会の議長またはその指名する者は、実行委員幹事会における審議結果および理事会における決議内容を、実行委員幹事会後最初に開催される実行委員会において報告するものとする。

第9条〔実行委員会等の定足数および決議要件〕

実行委員会および実行委員幹事会の決議は、各実行委員会または実行委員幹事会における構成員の現在数の3分の2以上が出席し、その出席構成員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、チエアマンの決するところによる。

第10条〔実行委員会等へのオブザーバー出席〕

予め代表理事に届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会および実行委員幹事会に出席することができる。

第11条〔実行委員会等への関係者の出席〕

- (1) 協会の役付理事は、実行委員会および実行委員幹事会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 実行委員会および実行委員幹事会は、必要に応じて議案に關係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第12条〔実行委員会等の議事録〕

実行委員会および実行委員幹事会の議事経過の要領および結果は、議事録に記載し、これをBリーグに保存する。

第13条〔実行委員会等の事務の統括〕

実行委員会および実行委員幹事会に関する事務は、代表理事が指定した部署の長が統括する。

第14条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第15条〔施　行〕

本規程は、2015年10月28日から施行する。

〔制　定〕

2015年7月30日

〔改　定〕

2016年7月13日	2019年7月9日	2025年2月12日
2017年6月7日	2019年9月11日	
2017年9月6日	2020年4月24日	
2018年5月9日	2023年9月12日	